

## 第 2 回蒲郡市景観計画策定委員会後の修正について

### 1 ゾーン別景観形成の方針について

第 2 章の「ゾーン別の景観形成の方針」が、景観形成基準や他の章へ反映されていないとのご意見をいただきましたので、第 2 章「ゾーン別景観形成の方針」の導入文に文章を追加し、また第 5 章「良好な景観形成の推進に向けて」の導入文に文章を追加し、イメージ図を修正しました。

修正理由としては、第 2 章の「ゾーン別の景観形成の方針」は、5 章の「良好な景観形成の推進」に関わる内容として方針を示しているため、繋がりが見えるように追記・修正しました。

第 3 章の「行為の制限」については、海・市街地・山が近接した良好な眺望景観の保全を目的としているため、ゾーン毎に基準を変えるのではなく、市全域での統一的な基準として定めています。

該当修正箇所：19 ページ、40 ページ

修正後

●第 2 章 景観計画区域と方針●			
4 ゾーン別景観形成の方針			
<p>本市の景観特性を踏まえ、市域について 6 つのゾーンと 1 つの軸を設定しました。</p> <p>特に、海岸線については、本市の重要な視点場かつ視る対象となり、地域特有の景観を形成することから、「沿岸部の景観軸」として設定しました。</p> <p style="background-color: yellow;">軸と 6 つのゾーンについて、それぞれの特性に合わせた景観形成の方針を定め、今後の景観形成の推進の指針とします。</p>			
区分	軸	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">19 ページ 文章を追記</div>	となる様々な景観
ゾーン	山間部 1	①北部の山なみ景観ゾーン	・本市の北部のみかん畑とその背景に広がる広大な山々に囲まれた国道 247 号以北の市街化調整区域を中心としたゾーン
	市街地 1	②山と海に囲まれた市街地景観ゾーン	・本市中心部の蒲郡駅周辺をはじめ、竹谷町から大塚町までの市街化区域と温泉地、竹島などの観光地を含むゾーン
	山間部 2	③半島の山なみ景観ゾーン	・本市の西部に位置する三ヶ根山の麓に広がる緑豊かな自然と住宅地が共存する市街化調整区域を中心としたゾーン
	市街地 2	④半島のまちなみ景観ゾーン	・本市の西部に位置する半島沿いに形成された拾石町から西浦町までの市街化区域を中心

# 第5章 景観形成の推進に向けて

## 1 景観形成推進の取り組み

- 本市における将来の景観像を実現するため、景観形成の基本方針に基づき、景観まちづくりを推進します。
- 景観計画区域である蒲郡市全域では、景観形成基準により一定規模以上の建築物や工作物の建築行為を制限し、本市の大切な地域資源である眺望景観の保全・向上に努めます。
- 蒲郡市全域で眺望景観の保全に向けた取り組みを進めるとともに、ゾーン別の景観形成の方針に基づき、ゾーンごとの特性に沿った良好な景観形成の推進に努めます。
- さらに、景観まちづくりは、**地区レベル**でも様々な取り組みを展開し、継続していくことが大切です。また、地区レベルでの取り組みを進めることが期待できます。
- 良好な景観の形成には、**地区レベル**での地道な活動を継続的に進めることが重要であり、このような協働による景観まちづくりを推進するためには、景観に対する市民の意識を高めることも重要です。
- 本計画では、地区レベルの景観の向上が期待される地区を「景観重点候補地区」として設定します。また、これら「景観重点候補地区」以外の地区においても景観まちづくりに取り組むことは、
- 良好な景観の形成には、**地区レベル**での地道な活動を継続的に進めることが重要であり、このような協働による景観まちづくりを推進するためには、景観に対する市民の意識を高めることも重要です。

40ページ 文章を追記

40ページ

景観形成イメージ図に「軸・ゾーン別の景観形成」のイメージを追加

- (1) 地域が主体となって進める景観まちづくり
- (2) 住民・事業者等が主体となって進める景観まちづくり
- (3) 地域が主体となって進める景観まちづくり

### 【景観形成推進のイメージ】



## 2 特定届出対象行為について

特定届出対象行為（計画書で青色着色された基準）について、太陽光発電設備の景観形成基準も特定届出対象行為としました。また建築物・工作物の外観の色彩以外の基準については、特定届出対象行為から外しました。

修正理由としては、太陽光発電設備については、その他工作物の色彩にあたり、眺望景観上影響が大きく、特に反射や模様について具体的な指導が必要であるため特定届出対象行為としました。

またその他の建築物などの色彩以外の基準については、定性基準（文章での表現による基準）での指導となるため、変更命令まで行うことは難しいため、事前協議などで基準との適合を図っていくものとします。

該当修正箇所：32ページから34ページまで

修正前

●第3章 行為の制限に関する事項●

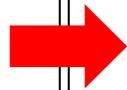
### 2 景観形成基準 (景観法第16条第3項および第17条第1項関連)

市全域における届出対象行為に対する景観形成基準は下表のとおりです。着色部の景観形成基準は「特定届出対象行為」を表わします。(景観法第17条)

なお、色彩の基準については、市内の約120サンプルの現地写真から地域の色を抽出し、色相・明度・彩度により把握した地域特性に基づき設定しています。

【届出対象行為（建築物）】		備考									
行為制限項目	景観形成基準										
配置・形態	・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成する ・できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とする ・ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない										
屋根	・屋根は、周辺のまちなみや地形と調和した形態意匠とする										
建築物	・建築物の外壁は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする ・色彩は以下の基準を超えないものとする（P.36参照。以下同様） <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> <td>明度</td> </tr> <tr> <td>7.5R~10Y</td> <td>4以下</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td></td> </tr> </table> ・ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材や無彩色のガラス等の材料によって仕上げられた部分の色彩または見付面積の3分の1以下の範囲で、外観のアクセント色として着色される部分の色彩においては、この限りではない	色相	彩度	明度	7.5R~10Y	4以下	2以上	その他	2以下		ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、(蒲郡市景観審議会の意見を聴いて)市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない
色相	彩度	明度									
7.5R~10Y	4以下	2以上									
その他	2以下										
素材	・周辺の景観と調和し、経年変化による退色や汚損しにくい素材を用いる										
付属設備	・屋外や屋上に設ける設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置するように努める ・やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な意匠の目隠しや緑化により見えにくいよう配慮する										
外構・緑化	・敷地内は植栽などにより緑化に努める ・工場や倉庫は、周辺の景観との調和に配慮しながら、敷地外周の植栽に努める										
維持・管理	・建築物の良好な外観が保たれるように、維持・管理に努める										

32



修正後

●第3章 行為の制限に関する事項●

### 2 景観形成基準 (景観法第16条第3項および第17条第1項関連)

市全域における届出対象行為に対する景観形成基準は下表のとおりです。着色部の景観形成基準は「特定届出対象行為」を表わします。(景観法第17条)

なお、色彩の基準については、市内の約120サンプルの現地写真から地域の色を抽出し、色相・明度・彩度により把握した地域特性に基づき設定しています。

【届出対象行為（建築物）】		備考									
行為制限項目	景観形成基準										
配置・形態	・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成するように努める ・できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とするように努める ・ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない										
屋根	・屋根は、周辺のまちなみや地形と調和した形態意匠とする										
建築物	・建築物の外壁は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする ・色彩は以下の基準を超えないものとする（P.36参照。以下同様） <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> <td>明度</td> </tr> <tr> <td>7.5R~10Y</td> <td>4以下</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td></td> </tr> </table> ・ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材や無彩色のガラス等の材料によって仕上げられた部分の色彩または見付面積の3分の1以下の範囲で、外観のアクセント色として着色される部分の色彩においては、この限りではない	色相	彩度	明度	7.5R~10Y	4以下	2以上	その他	2以下		ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、(蒲郡市景観審議会の意見を聴いて)市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない
色相	彩度	明度									
7.5R~10Y	4以下	2以上									
その他	2以下										
素材	・周辺の景観と調和し、経年変化による退色や汚損しにくい素材を用いる (自然素材は除く)										
付属設備	・屋外や屋上に設ける設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置するように努める ・やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な意匠の目隠しや緑化により見えにくいよう配慮する										
外構・緑化	・敷地内は植栽などにより緑化に努める ・工場や倉庫は、周辺の景観との調和に配慮しながら、敷地外周の植栽に努める										
維持・管理	・建築物の良好な外観が保たれるように、維持・管理に努める										

32

修正前

修正後

●第3章 行為の制限に関する事項●

【届出対象行為(工作物・開発行為)】		景観形成基準	備考									
行為制限項目												
工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲のまちなみや山なみ、樹木、海等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないよう努める</li> <li>道路などに面する構等の施設は、周囲のまちなみと調和するような形態とし、圧迫感のないものとする</li> </ul>	ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、(浦都市景観審議会の意見を聴いて)市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない									
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る</li> <li>擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化を工夫するよう努める</li> </ul>										
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする</li> <li>色彩は以下の基準を超えないものとする</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <td>7.5R~10Y</td> <td>4以下</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>2以上</td> </tr> </table>		色相	彩度	明度	7.5R~10Y	4以下	2以上	その他	2以下	2以上
色相	彩度	明度										
7.5R~10Y	4以下	2以上										
その他	2以下	2以上										
橋梁、高架道路、高架鉄道など	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲のまちなみや山なみ、樹木、海等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないよう努める</li> <li>外観は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする</li> <li>色彩は以下の基準を超えないものとする</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <td>7.5R~10Y</td> <td>4以下</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>2以上</td> </tr> </table>	色相	彩度	明度	7.5R~10Y	4以下	2以上	その他	2以下	2以上	
色相	彩度	明度										
7.5R~10Y	4以下	2以上										
その他	2以下	2以上										
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材や無彩色のガラス等の材料によって仕上げられた部分の色彩または見付面積の3分の1以下の範囲で、外観のアクセント色として着色される部分の色彩においては、この限りではない</li> </ul>										
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年変化による退色や汚損しにくい素材を用いる(自然素材は除く)</li> </ul>										

33

●第3章 行為の制限に関する事項●

【届出対象行為(工作物・開発行為)】		景観形成基準	備考									
行為制限項目												
工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲のまちなみや山なみ、樹木、海等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないよう努める</li> <li>道路などに面する構等の施設は、周囲のまちなみと調和するような形態とし、圧迫感のないものとするよう努める</li> </ul>	ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、(浦都市景観審議会の意見を聴いて)市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない									
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る</li> <li>擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化を工夫するよう努める</li> </ul>										
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする</li> <li>色彩は以下の基準を超えないものとする</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <td>7.5R~10Y</td> <td>4以下</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>2以上</td> </tr> </table>		色相	彩度	明度	7.5R~10Y	4以下	2以上	その他	2以下	2以上
色相	彩度	明度										
7.5R~10Y	4以下	2以上										
その他	2以下	2以上										
橋梁、高架道路、高架鉄道など	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲のまちなみや山なみ、樹木、海等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないよう努める</li> <li>外観は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする</li> <li>色彩は以下の基準を超えないものとする</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <td>7.5R~10Y</td> <td>4以下</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>2以上</td> </tr> </table>	色相	彩度	明度	7.5R~10Y	4以下	2以上	その他	2以下	2以上	
色相	彩度	明度										
7.5R~10Y	4以下	2以上										
その他	2以下	2以上										
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材や無彩色のガラス等の材料によって仕上げられた部分の色彩または見付面積の3分の1以下の範囲で、外観のアクセント色として着色される部分の色彩においては、この限りではない</li> </ul>										
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年変化による退色や汚損しにくい素材を用いる(自然素材は除く)</li> </ul>										

33

●第3章 行為の制限に関する事項●

【届出対象行為(工作物・開発行為)】		景観形成基準	備考									
行為制限項目												
工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲のまちなみや山なみ、樹木、海等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないよう努める</li> <li>外観は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする</li> <li>色彩は、他法令に基準のあるものを除き、以下の基準を超えないものとする</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <td>7.5R~10Y</td> <td>4以下</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>2以上</td> </tr> </table>	色相	彩度	明度	7.5R~10Y	4以下	2以上	その他	2以下	2以上	ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、(浦都市景観審議会の意見を聴いて)市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない
	色相	彩度	明度									
	7.5R~10Y	4以下	2以上									
その他	2以下	2以上										
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材や無彩色のガラス等の材料によって仕上げられた部分の色彩または見付面積の3分の1以下の範囲で、外観のアクセント色として着色される部分の色彩においては、この限りではない</li> </ul>											
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年変化による退色や汚損しにくい素材を用いる(自然素材は除く)</li> </ul>											
太陽光発電設備	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立しない箇所への配置や向面を遮蔽で目隠しするなど、周囲から見えにくくなるよう努める</li> <li>太陽電池モジュール(リネル)は、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する</li> <li>太陽電池モジュール(リネルのフレーム)は、低反射のものを使用する</li> </ul>										
その他の工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲のまちなみや山なみ、樹木、海等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないよう努める</li> <li>外観は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする</li> <li>色彩は、他法令に基準のあるものを除き、以下の基準を超えないものとする</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <td>7.5R~10Y</td> <td>4以下</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>2以上</td> </tr> </table>	色相	彩度	明度	7.5R~10Y	4以下	2以上	その他	2以下	2以上	
色相	彩度	明度										
7.5R~10Y	4以下	2以上										
その他	2以下	2以上										
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材や無彩色のガラス等の材料によって仕上げられた部分の色彩または見付面積の3分の1以下の範囲で、外観のアクセント色として着色される部分の色彩においては、この限りではない</li> </ul>										
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年変化による退色や汚損しにくい素材を用いる(自然素材は除く)</li> </ul>										
開発行為	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面や擁壁は圧迫感を与えないように形態意匠を工夫し緑化に努めるなど周囲の景観との調和を図る</li> </ul>										

34

●第3章 行為の制限に関する事項●

【届出対象行為(工作物・開発行為)】		景観形成基準	備考									
行為制限項目												
工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲のまちなみや山なみ、樹木、海等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないよう努める</li> <li>外観は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする</li> <li>色彩は、他法令に基準のあるものを除き、以下の基準を超えないものとする</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <td>7.5R~10Y</td> <td>4以下</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>2以上</td> </tr> </table>	色相	彩度	明度	7.5R~10Y	4以下	2以上	その他	2以下	2以上	ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、(浦都市景観審議会の意見を聴いて)市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない
	色相	彩度	明度									
	7.5R~10Y	4以下	2以上									
その他	2以下	2以上										
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材や無彩色のガラス等の材料によって仕上げられた部分の色彩または見付面積の3分の1以下の範囲で、外観のアクセント色として着色される部分の色彩においては、この限りではない</li> </ul>											
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年変化による退色や汚損しにくい素材を用いる(自然素材は除く)</li> </ul>											
太陽光発電設備	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立しない箇所への配置や向面を遮蔽で目隠しするなど、周囲から見えにくくなるよう努める</li> <li>太陽電池モジュール(リネル)は、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する</li> <li>太陽電池モジュール(リネルのフレーム)は、低反射のものを使用する</li> </ul>										
その他の工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲のまちなみや山なみ、樹木、海等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないよう努める</li> <li>外観は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする</li> <li>色彩は、他法令に基準のあるものを除き、以下の基準を超えないものとする</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <td>7.5R~10Y</td> <td>4以下</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>2以上</td> </tr> </table>	色相	彩度	明度	7.5R~10Y	4以下	2以上	その他	2以下	2以上	
色相	彩度	明度										
7.5R~10Y	4以下	2以上										
その他	2以下	2以上										
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材や無彩色のガラス等の材料によって仕上げられた部分の色彩または見付面積の3分の1以下の範囲で、外観のアクセント色として着色される部分の色彩においては、この限りではない</li> </ul>										
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年変化による退色や汚損しにくい素材を用いる(自然素材は除く)</li> </ul>										
開発行為	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面や擁壁は圧迫感を与えないように形態意匠を工夫し緑化に努めるなど周囲の景観との調和を図る</li> </ul>										

34